

介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの

審査支払手数料に係る負担金相当額と審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して計算した負担金相当額との開差額(支出) 7699万円

1 介護給付費負担金等の概要

(1) 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、要介護状態等に関して必要な保健医療サービス及び福祉サービス(介護サービス)に係る介護給付、^(注1)予防給付(これらを「介護給付等」)等の保険給付を行うものであり、介護サービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス並びに居宅介護支援等がある。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスを含む。

(2) 介護給付費の概要

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が介護サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又はその全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市町村が支払う介護報酬を「介護給付費」)。

介護給付費の支払手続は、介護サービス事業者が要介護者等に提供した介護サービスの内容等を記載した介護給付費明細書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務(審査支払事務)の委託を受けた国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付し、国保連合会が介護給付費明細書等を審査するなどした後に介護給付費を市町村に請求し、請求を受けた市町村が国保連合会を通じて介護サービス事業者に介護給付費を支払うこととなっている。

介護給付費明細書の様式のうち、地域密着型サービスに係る様式には、居宅サービスに係る様式又は施設サービスに係る様式と共通となっているものがある。

(3) 審査支払手数料の概要

市町村は、国保連合会から介護給付費審査支払手数料払込請求書、介護給付費等請求額通知書(請求額通知書)等の送付を受けて、国保連合会に審査支払事務の実施に要する手数料(審査支払手数料)を支払っている。

審査支払手数料の額は、審査した介護給付費明細書の件数(審査支払件数)に、介護給付費明細書1件当たりの審査支払手数料に係る単価(手数料単価)^(注3)を乗ずるなどして算定されている。

(注3) 手数料単価 各都道府県の国保連合会が毎年度定めており、平成28、29両年度においては、34円02銭から95円となっている。

(4) 介護給付費負担金の概要

国は、介護保険法に基づき、平成17年度まで、介護給付等に要する費用の20/100を負担していたが、18年4月に同法が改正され、介護給付等に要する費用のうち、施設サービスである介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス並びに居宅サービスである特定施設入居者生活介護等(これらを「施設等サービス」)に係る給付に要した費用(施設等給付費)については15/100を負担し、施設等サービスに該当しない介護サービス(居宅等サービス)に係る給付に要した費用(居宅等給付費)については20/100を負担することとなった。

そして、国が負担する額は、18年度以降、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令において、施設等給付費の15/100に相当する額と居宅等給付費の20/100に相当する額との合算額とされており、厚生労働省は、介護給付費等負担金交付要綱(交付要綱)に基づき、この合算額を介護給

付費負担金として、市町村に交付することとなっている。

一方、交付要綱によれば、審査支払手数料については、「審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の20/100に相当する額とする」こととされている。

2 検査の結果

28、29両年度に負担金の交付を受けていた47都道府県の1,580市区町村等が、負担金の交付額の算定の基礎とした介護給付等に要する費用のうち、審査支払手数料計170億7755万円(負担金相当額計34億1551万円)を対象として検査した。

同省は、審査支払手数料については、施設等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(施設等手数料)と居宅等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(居宅等手数料)とに区分することなく、交付要綱において、国の負担割合を一律に20/100としていた。同省は、その理由について、18年4月に地域密着型サービスが導入されたことにより、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービス(地域密着型サービス)に係る介護給付費とが混在する場合が生じ、この場合に審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することとすれば、市町村に多大な事務負担が生ずることになるためであるなどとしていた。

しかし、実際には、次のとおり、市町村に多大な事務負担が生ずることなく、施設等手数料と居宅等手数料とを区分して算定することが可能であると認められた。

ア 国保連合会は、施設等サービスを提供した実績と居宅等サービスを提供した実績とが混在して記載されている介護給付費明細書については、審査において、介護サービス事業者に返戻する取扱いとしていた。そのため、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービスに係る介護給付費とが混在することはない状況となっていた。

イ 請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計は、国保連合会が審査した施設等サービスに係る介護給付費明細書の件数と一致していた。

ウ ア及びイにより、審査支払手数料のうち、施設等手数料は、請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計に手数料単価を乗ずるなどすることにより、また、居宅等手数料は、請求額通知書に記載されている審査した介護給付費明細書の件数から施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計を差し引いた件数に手数料単価を乗ずるなどすることにより、それぞれ算定することができることとなっていた。

上記の方法により、前記の28、29両年度の審査支払手数料計170億7755万円を施設等手数料と居宅等手数料とに区分すると、それぞれ計15億3985万円、計155億3770万円となることから、前記の介護保険法に定めるそれぞれの国の負担割合により負担金相当額を計算すると、合計33億3851万円(施設等手数料に係る額計2億3097万円、居宅等手数料に係る額計31億0754万円)となり、前記の審査支払手数料に係る負担金相当額計34億1551万円と比べて7699万円の開差が生じていたと認められた。

このように、国保連合会から市町村に送付される請求額通知書上の情報に基づいて、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することが可能であったのに、同省において、審査支払手数料の全額について国の負担割合を一律に20/100とした取扱いを交付要綱で定めていたことにより、負担金が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、31年4月に交付要綱を改正し、負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は介護保険法に定める施設等給付費に係る国の負担割合で、また、居宅等手数料は同法に定める居宅等給付費に係る国の負担割合でそれぞれ算定することとし、国の負担が適切なものとなるようにする処置を講じた。